



第489回外交政策企画委員会記録

国際資料部

議 題 「核不拡散条約の問題点」

日時及び場所 4月30日(水)於415号室

出席者

斉藤 官房長	高 島 参事官
鈴木 国資部長	小木曾 参事官
金 沢 参事官	小 林 参事官
大河原 参事官	村 田 調査課長
高 良 参事官	岡 崎 分析課長
小 室 参事官	羽鳥事務官(記録)
鈴 木 参事官	

○鈴木 「きょうは、小木曾参事官からNPT
について審議してほしいということで労作
を寄せられたので、これについて審議した
い。」

○小木曾 「今までNPTについてこの委員会
で全体的に議論して頂いたことがないとい
うふうに了解しているので、一応NPTに
ついて自由討議をして頂きたい。その便宜
のために、たたき台として書き物をお返し
したわけである。

NPTの現状は、ここに書いてあるよう
に、批准書を寄託した国は10カ国、署名
国は87という状況である。そしてthreshold
countries の三分の二はそこに書いてある
ように、署名もしていないという状況であ
る。ドイツが、電報で見ると今度の総選挙
が済めば署名するのじゃないか。それと、
日本は従来ENDCに入らなければNPT
も署名しそうもないという印象を持たせる

ような恰好にしているけれども、ENDC
についても今度の6月から8月にかけての
第2回の会期中には何とか固まるのじやな
いかという予想もあるので、そういうこと
から考えると本年の後半、少なくとも本年末
ぐらいまでにはどうしても署名について決
定しなければならないということになるの
ではないかと考えている。そういう観点か
ら一応私なりに考えた問題点を書いて、こ
ういうものに対してどういう考え方で処し
たらいいかということについてご意見を伺
っておきたい。その上で更に国連局として
もう少し固めて幹部会なり、あるいはほか
の機関にお諮りしたいと考えている。

このペーパーの3ページ以下に一応問題
点を出してあるが、第1のNPTの基本的
な philosophy 。この点について問題点は
二つある。

(1)の問題点は、これはいろいろな評論家がこういうことを言っている人間もあるので問題点として挙げたというだけであつて必ずしもそれほど重要な問題ではないのじやないかと思う。むしろ私としては、4ページの(2)の問題点、これについてご意見を伺いたいと思う。むしろ問題というよりもこういうことに対する説明振りとしてどういう考え方をとつたらいいかということについてご意見を伺いたいと思う。

この(2)の問題点というのは、不拡散条約というものはもともと米ソが自分の核兵器を強力にする権利を保持しながら、非核兵器国に対しては核兵器を所持しないという義務を負わすことによつて核兵器国の優越的な地位を固定化する現状維持的なものであり、核戦争の危険を防ぐというのは単なる名目にすぎない、という批判。これが出てくると思われる。これに対してどういう説明ぶりをしたらいいかということである。

「答」というところに、その説明ぶりとして私が考えたことを書いてあるが、この要旨は、そういった現状維持的な面はたしかにあるということをアドミットした上で、しかしながら全体としてバランスして考えてみて、この条約に日本が入つて条約を積極的に実施するように持つて行くのが日本の利益なのだ、という考え方で説明を書いたわけである。つまり、条約があらゆる面で非常に完全だという趣旨の説明ではなくて、条約の中にはもともと基本的にもこういう点で具合が悪いところがある、しかしそういうところがあつても、なおかつ全体的なバランスからいつてこの条約を容認した方がいいという説明ぶりである。そういう結果を最初からアドミットした上で説明しているという、この説明の仕方がいかどうかという点、それからその内容についてもいろいろ御意見を伺いたいと思う。

それから、7ページの「非核兵器国の安全保障」という点、これは従来の経緯の説明という面が非常に多いのであるが、この問題をどういうふうに説明するかという、その説明の仕方の趣旨として私が考えたのは、非核兵器国の安全保障というのは、現在米英ソ三国の宣言とか、安保理事会の決議とかあるけれども、こういうものは結局国連憲章で定められている以上のことは何もきめていない。従つてこういう宣言や決議だけでは非核兵器国に対する安全保障としては極めて不完全である、という事実を認めた上で、！か！現在の国際情勢からして、これ以上のものを獲得しようとすることは不可能なのだから、従つて非核兵器国の安全保障は不十分であつてもそれで我慢して行くべきだ、という趣旨の説明にしてある。この点についても、やはり条約の不完全なことをはつきりアドミットした上で、

しかし現状においてはやむを得ないという趣旨の説明で考えたわけである。

11ページの一番最後のライン以下に日米安全保障条約との関係の議論が書いてある。この要旨は、NPTの期限が25年である。しかし安保条約は1970年からは1年の予告で廃止できることになるところ、安保条約がNPTの有効期間である25年間続くというふうに考えるのは非常に危険じゃないかという批判が当然出てくると思われる。そういう批判に対して、もし安保条約が実効を失うような国際情勢になつた場合には、この条約の第10条の規定に従つて条約を脱退することにならざるを得ないかも知れない、という趣旨の答にしてあるわけである。これも結局、こういうふうに答える以外に仕様がなないのじゃないかという考え方で、たたき台としてそういう答を書いたわけである。この点に関しては一番最後に述べてある核軍縮との関連の問題があるので、もう一席最後に触れたいと思う。

それから、14ページの3.のところで、この条約で定められている非核兵器保有国の義務内容ということを多少分析した書き方をしてあるわけである。これは一応条文の説明であるが、この点に関し御意見を伺いたいのは、条文上こういう説明だけで納得し得るか。あるいはこういう点については多少疑問があるのじやないかという御意見もあるかと思うので、そういう点について皆さんの御意見を伺いたいと思う。

21ページの4.には、原子力平和利用のための保障措置ということで問題点を挙げている。この点が実は現在、そしてまた将来に向つて事務的には一挙面倒な問題になるのじやないかと考えているわけである。

問題点の一つは、保障措置によつて原子力の平和利用というものが妨げられるのじやないかという懸念がある。そういった懸念に対して果して十分説明できるであろう

かどうかという点である。この点は特に23ページの「問題点」の(1)のところで問題にしている。この点は多少技術的なことになるが、条約の第3条第1項では、非核兵器国は、国際原子力機関の憲章と国際原子力機関の保障措置に従つて国際原子力機関と締結される協定に定める保障措置を受諾する、ということになつてゐるが、その保障措置の内容がどうであるかということについては具体的に触れていないわけである。

ただ、条約上は一応抽象的な原則——例えば第3条の3項で、「第4条の規定に合致する方法で、かつ当事国の経済的もしくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力、……を妨げないような方法で実施されなければならない。」という規定がある。それから、この保障措置とは別な規定であるが、第4条1項に、「この条約のいかなる規定も、平和的目的のため

の原子力の研究、生産及び使用を無差別にかつ第1条及び第2条の規定に従つて促進するすべての当事国の固有の権利に対して影響を及ぼすものと解してはならない。」という規定がある。それで、一応抽象的には平和利用は妨げられないという規定はあるけれども、具体的には保障措置というのは、それぞれの原子力産業の工場の記録、物質の記録、それから工場の運転記録とか査察とか、いろいろな問題が入るので、こういう際にやはり企業にとつてはいろいろな不自由が生じてくる、あるいは不都合、あるいは特別の経費負担が生じてくるということで、平和利用との関連がこのような抽象的な規定だけでは解決できない問題になるわけである。

それで、御承知のように IAEA では現在すでに IAEA の規定に従つての保障措置がある。この保障措置は、IAEA 憲章の規定に従つて IAEA の理事会でランダース委員会という特別委員会を作り、その委員会が数回会合して作り上げたものである。

この手続と別に、日本の国内感情としても、特に安全性の面から、こういった原子力産業については細かい国内規制の規則がある。従つて、こういった国内的な規制の規則に定められた報告と同じものがIAEAに提出されるという程度においては、理論的には企業はそれほど不便を感ぜないじやないかという考え方ができるわけである。

ただ、企業側が心配している一つの問題は信頼であつて、これは少なくとも日本の企業としては本来外部の人間に企業内部に立ち入つていろいろ口出しをしてもらうのは嫌なことであるけれども、それが特に外国人であり、それから外国の国際機関である場合には特にいろいろな不安が生ずるわけである。

それで、このランダース委員会の最初の段階で一つ問題があつたケースとしては、例えば原子炉を例にとると原子炉というの

は実際運転している間には中に全然入れないわけである。もし査察員が中を見るために運転を止めろと言った場合に、一旦運転を止めるとまた運転を再開するためには非常に多くの費用を必要とするわけである。このようなことがあると企業が大きな損害を蒙る。だから運転停止は絶対やらせないようにしてくれという要求が日本の企業者から出て、ランダース委員会でいろいろ議論した結果、万一査察員が原子力施設の運転停止を要求する必要があると思つた場合には、査察員は事務局長にその旨を要請して、事務局長は理事会に諮つて、理事会がきめてからでないといけないという規則がきまつているのである。

しかし、こういう問題は外にもいろいろあつて、特に27ページの一節最後に書いてある商業秘密という問題が實際上大きな問題として言われている。商業上の秘密と

いうのは、パテントとか、いろいろな問題があるが、査察員が現場に来て施設を見たことによつて、あるいは施設の特定のものに使われる材料とか、材料の分析を要求したことによつて商業上の秘密が洩れるという可能性はあるわけである。もう一つは、現在の保障措置としては、ある特定の原子力施設が査察の対象となる場合には、これの設計の審査もできるということになつてゐる。それで、設計審査をする場合には、例えばこういう部分の設計もよこせ、こういう部分の設計もよこせということになると、商業の秘密が洩れるおそれがある。そういうことが一つの大きな問題になつてゐる。

こういう問題点に対して、一体どういう対策を考えた方がいいのかというのが30ページ以下に書いてある。第一は、保障措置の手続をできるだけ簡素化するという問題

である。この簡素化というのは、言うのは非常に簡単であるが、実際上何を意味するかということになるとこれはいろいろむずかしい問題になるわけである。普通簡素化という場合に、一番問題になるのは、査察の回数をできるだけ減らすということである。ところが、現在の IAEA の手続、あるいはアメリカやソ連の考え方というのは、要するに、非核兵器国というのは何かの術策を弄して核物質をほかに隠したりあるいは流用したりして爆弾を作るかも知れない。

従つて、いかなる微量の核物質でも、それが少しづつ積重なれば爆弾になるから、いかなる微量のものでもなくならないように注意しなければならない、というのである。これが米ソ及びかなり多くの国の考え方であり、理論的にはたしかにそうかも知れない。

ところが、従来日本に I A E A の査察員が来て査察している実際から見ても、それから理論的に考えても、保障措置を百パーセントの正確度で、非常に少量のプルトニウムもあるいはウラニウム 235 も行方不明にならないという正確度で実施することは事実上全然できないということが関係者の常識になつている。ところが規則上はとにかく全部完全にウォッチするという恰好の規則になつているので、そこが非常に問題になるわけである。非常に完全に追及されると、非常に微量なものが一体どこへ、どう消えたのかという問題の処置が起つてきて、工場の運転にも支障が起るし、そのために費用も大変なものになる。だから、もともと査察というのは正確度、つまり accuracy を一定限度に最初からきめてしまつて、その限度に必要な手続だけをとればいいということで、現在の手続をもう少

し簡素化すればいいというのが一つの考え方である。

それから、もう一つ問題になつてゐるのは3ノページの最後の方に書いてある「概要を箇所において機器および技術的手段を使用する」ということであつて、これはNPTの条約の前文に一応載つてゐる。これはドイツが昔から主張していたことであつて、現在カールスルーエの研究所でこの研究をしている。日本においても関心を持つていて、昔からブラック・ボックス式のものを使えばもつと手続が簡素化されるのじやないかという意見を言つたことがあるが実際問題としてどういう instrument を使つたらいいか、それから、どの点が実際上の strategic point かということば、いろいろな異議をしないと結論が出ない。しかし日本は経費の関係からいつてもそういう大規模な実験をすることができないので、

日本からこれに関する提議を積極的に行なうような立場にはないけれども、西独などは現在非常に熱心にこれを推進しているわけである。もしこの点について研究が進めば、手続の簡素化ということの実質的な第一歩が進められるかも知れないわけである。それで、今申し上げたように、手続の簡素化というのは、基本的には非常に必要だけれども、実際問題としていろいろな問題があるわけである。

次に、32ページの(3)のところ、それじやもし保障措置の手続全体として簡素化できないのならば、面倒な保障措置をあらゆる国に平等に及ぼしたらいという考え方である。その一つの考え方というのは、あるいは批判があるかも知れないけれども、核不拡散条約においては保障措置の対象となるのは非核兵器国だけであつて、核兵器国は保障措置の対象に全然ならないわけで

ある。ところが、保障措置によつて一体非核兵器国がどの程度の不便と負担をするのかということが、核兵器国によつてはよく理解されないし、あるいはある程度わかつてもらん顔されるおそれがある。従つて核兵器国も自国の原子力産業には保障措置を適用せしめるべきだ、というのが一つの考え方である。これは核兵器国と非核兵器国の間で平等を図れという考え方である。

34 ページにあるように、アメリカが最近の軍縮委員会で、兵器用の核分裂性物質生産停止とそのための verification の提案をしている。もし核兵器用のウラニウム 235 等の生産停止が行なわれ、それに対する検証が必要な場合には、当然平和利用の部分の核分裂性物質が兵器用に転用されないというための保障措置も必要となるわけである。従つて、そういう点からでも、保障措置に関する核兵器国と非核兵器国の平

等ということがまず第1に考えていいこと
じゃないかと思う。34ページの終りにあ
るように、ソ連は従米保障措置を全然受け
入れないという立場をはつきりしている。
米英は自発的にこれを受諾してもいいとい
う声明だけはしている。ただ、声明をして
も、実際にどの程度受諾するかということ
はまだはつきりしていない。アメリカは実
際にごく一部の工場については実施してい
るけれども、例示的なもので小規模であつ
て、今後どの程度受諾するかはつきりして
いないけれども、一応米英は受諾するとい
う声明をしている。ソ連は絶対に受諾しな
いと言っているのでこの点が問題だけれど
も、日本の立場としては、できるだけ核兵
器国にも保障措置をかけるということ、あ
るいは核兵器国の自発的受諾を促進する
という形で進んだらいいのじゃないかと考
えられるわけである。

それから、35ページの(4)に書いてあるのはユーラトムの問題である。NPTの条約の規定の中に、保障措置は「個別的に又は他の国と共同して」締結することができることになっている。このことはアメリカがユーラトムと妥協して、ユーラトムの保障措置制度をそのまま残すということの伏線としてこういう書き方をしたのだと言われているから、この点についてはアメリカははつきりアドミットしていないけれども、一般にそういうふうに言われているわけである。ただ、日本としてこの点について問題となるのは、ユーラトムがもし自分の保障措置を適用する場合には、かりにその保障措置の規則が非常に厳格なものであつても、実際に査察するユーラトムの査察員というのは自分の仲間同士である。つまり、仲間同士で査察するということは、全然仲間でないIAEAの査察員が日本に来て査察す

るのと、実際のニュアンスがだいぶ違うわけである。従つて日本としては、もしユーラトムと I A E A との保障措置協定の内容が日本と I A E A との保障措置規定の内容よりも有利な内容が出来るようなことであればこれは非常に困るわけである。それから、かりに規定自体が同じであつても、仲間による査察と第三者による査察はやはり意味が違うわけであるから、そういう場合には日本としても、日本自体の国内の保障措置制度をユーラトムの保障措置制限と同格に置いてもらつて、つまり I A E A は日本の保障措置制度がうまく運用されているということを verify すればいい。つまり、I A E A がユーラトムの保障措置を verify するというのは、日本の保障措置も verify するということにとどめて、I A E A のものが日本の企業の中に入つて口を出すのはやめてもらいたい、というのが一つの点である。これはユーラトムと日本との平等という問題点である。

それから、37ページの(5)。これはNPTに入らなければIAEAのメンバーである国、主としてそういう国との関係である。それで、NPTの条約第三条二項では、保障措置を受けない国に対しては締約国は核物質あるいは原子炉等の設備を供給しないという規定がある。それで、条文の解釈上、この条の保障措置とは何を意味するかということが問題になる。というのは、IAEA憲章上の保障措置というのは義務的ではない。つまりIAEAが援助した場合——直接に核物質を援助したり、あるいはリアクターを作るのを援助した場合に、その援助によつて受けた物質が軍事転用されたいように保障措置を受けなければならぬという理解があるけれども、IAEAから受けた援助以外の場合には義務的ではなく、関係国の自発的要請がある場合

のみ保障措置が適用される。ところが N P T 条約の場合には、自分の国の中にある一切の核物質について、それが援助であろうとなかろうと、自分の国で作つたものであると何であるかと、保障措置を受けなければならぬ、ということになつてゐる。即ち、I A E A 上の保障措置と N P T 条約上の保障措置は法律的に護照の範囲が異なつてゐるので、「この条に言う保障措置」という意味が果して N P T 上の保障措置であるのか I A E A 上の保障措置であるのかに問題があるか、日本の立場からすればこの条項をたるべくすべての保障措置を N P T の保障措置をみにするように努力すべきではないかという問題が一つあるわけである。それから、もう一つの問題は 40 ページにある適用の問題である。前に保障措置をかけられるために各企業が経路の負担を

受けるということを書いたが、ここにある経費というのは、企業が例えば報告を作ったり、あるいは査察員を御案内したり、そういうことのために企業が蒙る経費以外の、つまり I A E A 側の方で査察員に給料を払ったり、あるいは出張旅費を出して派遣したりということのために要する費用である。そして、原子力機関の憲章によると、こういった費用は I A E A の予算から支弁されることになっているけれども、40 ページのまん中にあるように、「機関と二国間又は多国間間の取極の当事国との間の保険措置の適用に関する協定に基づき回収することができる金額を控除するものとする。」という規定がある。この規定については従来解釈が分れているけれども、ソ連、フランス、インド、U A R などは、この衆文の解釈上は、例えば二国間あるいは単独で I A E A の保険措置を適用してくれとい

うふうに要求した場合に、これによつて生ずる費用の相当部分は直接関係国が負担すべきだ、ということを主張している。これは日米原子力協定に基づいて保険措置を IAEA に適用してもらいたいという要求を出して、IAEA との間で三者協定を作る時に、理事会で数回ソ連、フランス等が主張したことである。フランスをどれくらい少し具体的に、例えばその国の原子力発電量に比例して保険措置の費用を負担さしたらいいというより、いろいろを理屈を言っておるわけである。この点は従来あまり日本で問題になつてはいけおども、一般の低開発電国を、保険措置の費用がどんどん殖えるということについてけむしろ心配していて、そういうものが殖えると低開発電国に割当てられる援助費が減るのじやないかという考え方から、比較的フランスを

どの考え方に同情的である。それで、この問題は理事会で意見が対立しているために、けつきりした決定を行なうことなしに、暫定的に従来の慣行どおりということで、常に妥協でもつて引き延ばしている。従つて、もし将来保障措置のため I A E A の経費が非常に殖えることになると、これについて低開発国側がどんな反応を示すかということも心配な点である。

保障措置について I A E A が負担すべき将来の経費については実ははつきりした見通しはない。大ざっぱな見通しの例としては、アメリカの原子力委員会が作ったものによると、42 ページの中ごろにあるように、1975 年には 4 千万ドル、1980 年には 6 千万ドル、1990 年には 1 億 4 千 3 百万ドルというような見積りになっている。この見積りは過大だと思うが、とにかく I A E A の予算全体が現在 1.370 万ドルぐらいであるからこれを遙かに越えるような保障措置の経費が出てくるといふことは、そんな大きな経費ならば誰か特定の国に負担させろという議論が出てくるおそれもあるにしもあらずと考えている。だから経費に関しては、もしそういう議論が将来出てきて I A E A でそういう決定が行なわれる心配があるとすれば、日本としては N P T に加盟する場合に、保障措置の経費

は国際的に平等に負担すべきだ、というような留保あるいは解釈宣言のようなものをやっておいた方がいいかも知れないという問題が一つあるわけである。

それから、44ページ以下で、その次の問題として「原子力平和利用への保障」という項目が挙げてある。実は、原子力平和利用との関係は、今申し上げた保障措置との関係が一番大きいものであるが、それ以外にも多少あるわけである。

第一は、原子力の研究、開発、生産、こういったものについて制限が加えられないようにしなければならない、という問題点である。これは条約上は先程申し上げたように、研究、開発は各当事国の固有の権利だという抽象的な規定はある。ただ問題は例えば濃縮ウランの分離、あるいは高速増殖炉、あるいは核融合、そういった進んだ部面は事実上爆弾を作るのと違わないもの

であるか、あるいはそのような技術があれば直ちに爆弾を作れるようなものであるから、従ってそういったものは非核兵器国では行なつてはならないのだ、という解釈にとられては非常に重大な問題である。これは正式に言つたわけではないけれども、ソ連は、イギリス、オランダ、ドイツが遠心分離法の協定を結んだことに対して、プラウダで批判的な文句を言つていたと記憶する。特に工業的に発達した非核兵器国に対してはこういったボーダー・ラインの技術について、平和利用のためには研究、開発が妨げられないのだということを実際的にも確保する努力を続けなければならんというのが一つの問題だろうと思う。

もう一つは、これに関連しているけれども、46ページに挙げてある平和利用のための技術の交流である。これは協定上は、条約の第四条二項で、技術情報^{技術情報}の交換を容

認するということが書いてある。ただ実際の問題は、例えば先程申し上げた濃縮ウランの分離施設においても、そういった技術というものが classify されて、交換の対象にしてくれないわけである。従つて日本としては、核兵器を開発すればそれに従つてすぐにアクセスできるような技術であつて、しかも核兵器を開発できないためにアクセスできないものについては、核兵器国が非核兵器国の要求に応じて、公開はしないでも、商業的な交渉によつて、つまりパテントと同じように金を払つて必要な国に渡せるというような形にしてほしい、というのが一つの考え方である。

それから48ページにある平和利用のためのサービス。これは条約の中で、要するに核爆発装置を平和利用に使える場合には、これを国際機関を通じて、あるいは二国間の取極を通じて非核兵器国に使わせるよう

にする、という規定である。これは一体、技術的にどの程度進んでいるかということはわれわれにはよくわからないが、現在新聞に時々出るのは多少楽観的すぎる予測じやないかという感じである。少なくとも有害な放射能を全然なくすることに全く成功したのかどうかという点についてははつきりした情報がないけれども、もし有害な放射能がなくなるとすれば鉱山採掘とか土木工事にも使えるわけである。この点は日本にとって必ずしも直接のインタレストの問題ではないと思う。

最後に5 / ページにある「核軍縮交渉の義務」—この点は特に御意見を伺いたいと思う点である。核軍縮交渉を誠実に行なう、ということが条約の第6条に書かれており、この核軍縮交渉を行なうという義務は、形式上はすべての加盟国が負うことになつてゐるけれども、実質的には非核兵器国の扱

う犠牲に対して核兵器国も義務を負います
という意味でこの規定を入れたのだ、とい
うふうに解釈されている。日本としても国
内説明上、日本がこういう義務を負う以上
は核保有国にもやはり核軍縮を実行させな
ければならないし、そのためにあらゆる努
力を払うという説明を国内的にせざるを得
ないのではないかと思う。

そういう説明をする場合に問題となるのは、第一は、そんなことを言つても、そういう主張あるいは折衝を行なう場合がないじゃないか、という批判に対して、いや、日本としてはこういう機関にも入っている、こういう機関にも入っているという意味で、E N D C に加盟してそこで積極的な動きを、例えばジェスチャーにしてもやるということが一つである。それから E N D C だけでなく、例えば国連総会、あるいは国連総会で定められるかも知れない国連軍縮委員会、—— E N D C というのは18カ国であるが国連軍縮委員会は国連メンバー全体より構成される——のようなところで活動する。E N D C は核軍縮交渉の場の問題であるけれども、世界核軍縮交渉を米ソに行なわせるためにもつと実質的なプレッシャーをかけるのにはこういう場だけでは弱すぎるのじゃないかという問題が出てくる。

そこで、55ページの②に書いてあるのはNPTに入る際に——これは批准の時が一番適当じゃないかと思うが、その際に、もし核軍縮交渉が一定期間内に誠実に履行されなかつたと認められる場合には日本は行動の自由を留保する、という宣言を行なうかどうかという問題が一つあるわけである。もし日本とかあるいは西独とか、そういった国が同じような留保宣言を行なえば、これはかなり核軍縮交渉遂行に関してのプレッシャーにはなるかも知れないと考えられるわけである。ただ、こういった留保宣言には、かなりいろいろな問題があるので、一応問題点を挙げてそれに対する意見を伺いたいと思う。

問題の第一は、56ページにあるように、一体核不拡散条約の留保が可能かどうかという点である。これは法律的にも問題で、いろいろな議論がある。材料としてはウイ

ーン会議の条約の規定のようなものがあるが、簡単に言うと、要するに留保条項が条約にない場合にはその条約の目的と両立しないような留保はできないけれども、それ以外の留保ならばできるのだ、そして、その留保を行なつた場合には、留保を受諾する国との間では条約関係は成立するけれども、反対する国との間では条約関係は成立しないのだ、というのが比較的一般的な考え方じゃないかと思う。ただNPTの場合問題になるのは、米英ソの核兵器国は特別の地位にあるわけである。その特別の地位にある国がもし反対した場合、留保の法的な効果がどうなるかという点は、普通の一般原則の法律議論からだけで解釈できるかどうかという点が一つの問題だと思う。

（それから、もう一つの問題点は、一体留保をする場合にその留保の内容はどういうふうに書くか。つまり、「核兵器国が核

軍縮交渉の義務を誠実に履行しない場合」
というふうに抽象的な書き方でいいのか。
あるいはもう少し具体的に、例えば地下核実験の停止、ミサイルの凍結、兵器用核分裂性物質の生産停止、これらのすべてに対する国際的な verification の措置、
こういうものについての真面目な交渉ができなければ日本は行動の自由を留保する
という形にした方がいいのではないか、という問題があると思う。

このような留保的宣言の alternative
として、留保的宣言というのはちよつと強すぎる。従つて、もつと general な政治的な宣言にしたらどうかという考え方もある。
それで、条約の中では5年毎に条約のレビュー会議がある。従つてこのレビュー会議でこういつた宣言の効果がどうか、つまり米ソが核兵器交渉を一体どういふふうに行
行したかということを討議して、いろいろ

な決議とか発言とかでプレッシャーを与えればいいんじゃないかという考え方もある。勿論この場合には、留保というのは法的な効果のある留保ではないから、従つて条約を脱退するというような場合には、十条の規定の、異常な事態が自国の至高の利益を危うくしたということが説明できなければ脱退できないということになるわけである。

この点を最後に持ってきたのは、実は漠然たる国内の感触として、25年間この条約に縛られるというのはいかにも長すぎるんじゃないか、せめて10年ぐらいにしたらどうかという考えが、NPT条約が公表されて審議された当時から日本の国内であるような感じがする。これはたしかに、安全保障とかいろいろな観点からいつて25年間縛られるのは心配であるというのは、かなり多くの人の考え方じゃないかと思う。

もしそれがコンセンサスだとすれば、条約の規定としては25年となつてゐるし、またそれを修正することはできなかつたけれども、實際上10年ぐらいで日本のポジションを再考慮するような事態に置いておく方がいいのではないかという考え方もあり得ると思う。そういうことのために、ほかの名目で、つまり米ソの核軍縮が誠実に履行されなければ——例えば10年の中に履行されなければ脱退するというような留保を付けて——つまりそういった excuse で行動の自由を10年後には持てるような事態にしておくというのも一つの行き方かも知れないという感じがするわけである。これらの点についてフリー・ディスカッションをお願いして将来事務的にさらに詰める場合の参考にしたいと思う。勿論、言うまでもないことだが、こういう考え方が日本の中にあるということが、少なくとも現在 ENDC

加盟の前にあまり出るとそんな生意気なことを言うならば E N D C はストップする、ということになつては困るので、その点は特に御了解願いたいと思う。」

○鈴木 「問題点がたくさんあつて、短い時間では討議し尽くせないかと思うけれども、まず初めの、入ることの不利と入らないことの不利、あるいは入ることの利益と入らないことの利益、この点について高島参事官が前に発言されたことがあつたが …。」

○高島 「全体としてこの条約に入ることが利益かどうかという問題であるが、この前言つたのは、NPTに入ることが日本にとって積極的に利益であるというのは言い過ぎだ、むしろ国際政治上入らないわけにいかないという観点から結局入ることになる、というのが主張の骨子だつたわけである。この条約は結局国際社会全体の利益になる、それに日本が寄与したいということで、それ以上に、日本の直接的な利益というような観点から捉えるべきじゃないと思う。そういう意味で、特に日本の原子力平和利用にとって不利になるということであれば考

えなくちやならないけれども、・・・。」

○齊藤 「そういうのは“国益のため”という
ふうに今まで言っているのだろう。」

○高島 「国会に出す場合には、国会議員の捉
え方というのは、どういう具体的な利益が
あるかということでアプローチしてくるの
で・・・。外務省としてはそういうケチ
なことではなく、国際社会全体のためだとい
うふうに言うより任方がないと思う。」

○鈴木 「米ソ平和共存体制を維持させるとい
うことが日本の利益になるかどうかという
ことで、高島参事官はそうだということ
でしょう。」

○高島 「そうです。」

○金沢 「6 ページに『将来得べかりし国際政
治上のprestigeを失う不利益』とし
てprestigeのことだけを核兵器を持
つことの利益としてここで取り上げておら
れるが、日本がかりにNPTに縛られなく

て核兵器所有国になるとした場合には、やはり核の抑止力というか、軍事的な利益が相当あるのじゃないかと思う。日本に対して核の脅威を与えるのは中共だけなのだが中共が入っていないNPTに日本が入ることにより核の抑止力をどこに求めるのかの問題がはつきり提えられていないのじゃないかという点が一番心配になる点である。そのことは12ページに挙げられている日米安保条約の廃棄の問題とも結び付いてくる。かりに25年間安保条約が続いて、その間アメリカの核のカサの下に日本があるということであれば核の抑止力というものは日本にとってはその形であるわけだから、NPTに参加することによつて利益の方が不利益よりも多いということは言えると思うが、25年間安保条約が継続するのかが問題点である。特に、ここに挙げられているのは、安保条約がアメリカのイニ

シァティヴによつて破棄された場合には脱退の口実になるということであるが、むしろ25年の間に廃棄されるとすればそれは日本のイニシァティヴによつてであろう。政権が變つて日本側から安保条約を破棄する。そういう場合にはNPTを脱退する口実にはならないと思う。その辺、日本が核の抑止力を持つ必要があるということを前提にした場合には、アメリカの核の抑止力がある間はいいが、それがなくなつた場合に果して抑止力というものはどういう形で持つてくるのか。それは重大な問題じゃないかと思う。」

○小木曾 「今の問題は、日本の方からのイニシアティヴで廃棄するという問題を書かなかつたのだが、そういう場合に、安保条約を廃止して、しかも核を自分で持ちたいというような形の廃棄というものは実際上あり得ないのじゃないか、むしろ日本側から安保を廃棄する場合には核に反対する勢力が中心になつてやるのじゃないか、ということの外したわけである。」

○金沢 「その場合に、外交政策を作るべき外務省としてそれでいいのかという問題はそこに残るのじゃないかと思う。おそらく現在と違つた政権が出来て安保を廃棄する。非核三原則をあくまで遵守するということになつた際、その場合に仮りに中共が核というものを背景にして日本の国益を害するような行動をとるおそれがあるかどうかという、その心配は差えたければならんのじゃないかと思うが——。」

- 大河原 「いまこの場での議論は、NPTの署名の是非そのものに関するところなのか、あるいは、署名は前提として、いかにそれを説明付けるかということか。」
- 小木曾 「さつきの説明で落したか、最初に申し上げたように、NPTの署名ということについては、どうしても今年の年末には態度を決定しなければならない。それは署名したいという方向ではなく、署名するという方向で決定せざるを得ない。それを前提としてこの書き物を書いたわけである。」
- 大河原 「署名というのは既に対外的なコミットメントになつているのでないか。」
- 鈴木 「署名という字は使つてないけれども、基本的に賛成であるという態度は表明されているのだから、従つて、署名はもちろんするであろうということだろう。」
- 小木曾 「従来の説明は、条約には賛成であり、従つて署名については異議はないけれ

ども、時期の問題は未定である、という趣旨になつている。

○大河原 「いろいろな段階において、いろいろの可能性があり得る。従つて問題は残らうということになるけれどもとにかく賛成という基本的態度を表明している以上、何等かのギャップがかりに生じるにしてもそれをうめることを考えておくということになるわけだね。そこで、金沢参事官御指摘のとおり、日本側から安保条約を廃棄するという事柄があり得るという点に問題があると思う。このような場合に十策を採用する理由になり得るのかどうかという問題である。」

○金沢 「さつき小木曾参事官が最後に言われた、軍縮交渉が誠実に履行されなかつた場合には脱退するという形で脱退の一つの可能性というものを残しておこうという考え

は、政策的に考えて必要じゃないかと思うが、その条件として単に米ソのみが核軍縮を誠実に履行しないということだけではなしに、中共がNPTに入っていないことをも含めて核軍縮というものが出来ていないというふうに少し広げるということは可能か。米ソの間の軍縮交渉が誠実に進まないから脱退するといふよりもむしろその方がより現実的じゃないかという気がするが。」

○高島 「しかし、米ソだけの軍縮というものはあり得ないと思う。軍縮というものはことの性質上すべての核兵器国が参加しなければ意味をかさない。そういう意味では核軍縮交渉というものは当然中共も含まなければならぬ。」

○鈴木 「しかし、乗つて来ないときは困る。」

○高島 「しかし、米ソだけで軍縮しろといつ

ても、それは要求する方がむりだと思ひ。
また、核と通常軍備とは常に関連している
から、米ソだけで核軍縮を要求すること自
体がおかしい。だから、それができなにか
らといって日本は脱退するというのは問題
だと思ひ。」

○小木曾 「多少テクニカルな問題になるが、この条約の規定では、当事国は核軍縮のために交渉を誠実に行なわなければならないということが書いてあるが、「当事国」というのだから、この条約に入らなければそいつた交渉を行ない義務すら生じていないわけである。もちろん中共がこの条約に入るかどうかということ自体を留保の条件にする可能性もないわけではない。ただ、そうすると、非常にあからさまに、例えば日本は10年たつたら、あるいは15年たつたら脱けるのだ。——つまり、中共がこの条約に入るということは全く見込みがないわけで、その見込みがないことを条件にして10年たつたら行動の自由を明らかにするということ、あからさまに縛られるのはいやだと言うわけであつて、現在の米国の立場に正面から衝突することになるじゃないか、ということが一つあるわけである。そいつたテクニカルな点から

言うと、六条の「当事国」ということに引つけて、少なくとも米英ソは核軍縮を行なう約束をしているのだ、だからその核軍縮が進まないときは、という言い方にした方が条約にはマッチするのじゃないか。そして米ソに対する立場からいつでも軟かいのではないかという感じがするわけである。」

- 鈴木 「これを署名するに当つての考慮というものは、私は第一点は、やはり米ソの共存体制というものを続けさせることが世界の平和に寄与するかどうかという認定の問題があつて、私はそうなると思うのだが、第二は、わが国だけの利益の問題である。わが国利益の観点というのは、まず第一に日本の安全保障がある。第二に、日本は原子力の平和利用に進む方向にあると思うが、それが妨げられないかという問題がある。この安全保障の面は、ここにも指摘されているように、日本の政権が変わるかどうかは

別問題として、日本の安全というものはアメリカとの個別的な、あるいは集団的と言いつてもいいが、安保条約で守られている、アメリカの核のカサの下に立つ、それが中共の脅威を抑止する。第二の平和利用については、これは保障措置の問題はあるけれども、一応平和利用の道というものは開かれているのじゃないかと思う。日本の平和利用が現在どれほど sophisticated に進んでいるかという問題については、私はそれほど進んでいないと思う。そうすると大体署名していいんじゃないかという態度が出てくると思う。ただ、日本の国内にも石原慎太郎ではないが、核武装論がある。核武装ができるかどうかという能力の問題のほかには日本は核武装すべきかどうかという政策問題がこれから出てくると思う。それに対する回答を求める必要があるのじゃないかと思う。大体以上のように大まかに考え

ているが、その点どうか。」

○小木曾 「核武装すべきかどうかという問題は、現在の世論の大勢は核武装に反対だという説明だけで逃げて、最後に10年ぐらいのうちに情勢が変化する、その時の行動は留保するということで、、、。」

○大河原 「今述べられた10年という点は、なんらかの恰好で10年後にはフリーハンドを持つておきたいという考え方か。つまり、十條 援用という事態が生ずれば別だという考え方でなく、あらかじめ10年後にはフリーハンドを持ち得る恰好にしておくという考え方か。」

○小木曾 「そういうのがコンセンサスじゃないかということから誓いたわけである。だがら必ずしもそういうコンセンサスでなければこういう考え方に立つ必要もないわけである。」

○村田 「今部長が御指摘になつた点は、最近

の安保論議を分析すると、安保体制批判はあるが核のカサは悪いという主張は少ない。そこで10年後には、政府は世論に押され核のカサは保持してほしい、しかし基地はやめてくれと言わざるを得ないところへ追込まれる可能性がある。そこで今から25年間はアメリカは安保理の決議のようなものでなく、必ず日本に核の傘をさしのべるという約束を取り付けなければならないとの考えも出てくる。日米安保条約以外の条約をアメリカと結んで、アメリカは決してウィズドローしないということでないとなればNPTを結んだ後の日本の安全保障は達成されないということが理論的には言える。」

○大河原 「それは虫のいい話だ。」

○鈴木 「今の村田課長の意見はそのとおりだと思うが、その前提は日本に保守政権がきつて最も都合よく行つた時にアメリカからそういったコミットメントが得られるのであつて、おそらく社会党政権になつた時にはアメリカに望んでもむずかしいだろう。」

○小林 「いま日本の立場から論じているのだが、米ソの立場からは今の段階でぎりぎりのところ何を狙っているのだろう。」

○小木曾 「ソ連はいうまでもなく西独の核武装阻止である。アメリカは米ソの共存体制じゃないか。そういつた周辺の条約からだんだん米ソの共存体勢を固めて行くということじゃないかというふうに私は個人的に考えている。」

○鈴木 「私も同感だ。ある人は、大体日本の手を縛るといつても、この条約に入らなくても、欲すれば日本は縛れるのじゃないか

と言っている。今やつてもらっているのはアメリカだけである。ほかの国は助けてくれるのはソ連以外にないじゃないかというのである。」

○大河原 「アメリカにもハーマン・カーンのように、日本は核武装に踏み切る能力がある、という議論がある。一方これに対して核問題の軍事専門家の間には、日本はやはり核武装すべきではない、また日本にそうさせるべきではないという基本的な考え方がある。ソ連が西独を頭に置いていると同じような意味において、アメリカには広い見地から日本に核武装させたくないという気持ちが非常に強いと思う。」

○小木曾 「そういう気持はあると思うけれども、ただ、この条約に日本を引き込まなければ日本は核武装するとは思っていないのじゃないか。」

○大河原 「これが唯一の防止策であるかどうか

かは別として、日本に核武装させることは世界のバランスの上で非常に危険だという考え方は強い。」

○小林 「そういう考慮があるとすれば、なんらかの形において日本がアメリカの核に頼るということについては、アメリカの国益から見て、やはり日米間で話合いの対象にできるという基本的な状況があると言えますね。」

○大河原 「日本が責任のある態度をとる限りにおいては、アメリカは現在の核の傘を引き続きさしかけてくるであろう。しかし、基地は撤去しろ、アメリカの軍隊は撤退しろというような議論を一方でやりつつ、核の抑止力だけは続けてくれ、ということは虫がよすぎるということにならざるを得ない。」

○小林 「しかし日本に核を持たせないということは、さらに高度のアメリカのインタレストであるかも知れませんね。」

○岡崎 「58ページにある「核保有国が核軍縮交渉の義務を減災に履行しない場合」という表現であるが、この表現は大体固まっているのか。一前には全面完全軍縮の一環としての核軍縮ということを一々言っていたような記憶があるが、最近はこの踏み切ったわけか。」

○小木曾 「それは核兵器使用禁止の方じゃないか。」

○岡崎 「それだけでなく、一般的に核軍拡の停止、相互削減の問題などすべては全面完全軍縮と関連させて言っていたと思うが。」

○小木曾 「例えば核兵器用のプルトニウムの生産停止ということはアメリカが提案している。それから地下実験禁止についても、査察が入れば地下実験を禁止するということで、そういうことはアメリカは賛成しているわけである。」

○高島 「その程度の核軍備の管理という措置でいいかどうか。——やはり中共の参加がなければナンセンスだと思う。核軍縮についてそういうロージーな夢を与えない方がいいと思う。そして、もしそれが出来なかつたら日本は脱退も辞さないというくらいの方がいい。」

○岡崎 「いすれにしても、その程度のことをやつて善意を示せばいいのだということ。で。。。。。」

○小木曾 「こういうものが出来るということば、米ソの共存体制が非常に固まつて日本が自分の核を持つということは全く考えられない事態なのだから、そういうことになればわざわざ脱退して核を持たなくてもいいじゃないかという考え方もあるわけだ。」

○大河原 「その時に出てくるのは中共の問題だ。中共がますます核の手を振り回した

場合に、日本にどういうふうに対処するかということの回答にはならない。」

○小木曾 「たしかに中共の問題は回答のむずかしい問題だが、はつきりした回答をするとすれば、NPTに入らないというのが一番いい。しかしそれはできない。」

○小林 「もしもこの条約が全然成立しなかったとしたらどうなのか。日本にとって望ましくない事態が起るか。」

○小木曾 「成立しない原因にもよるだろう。例えば西独が入らないために成立しないということなら、日本にとって特にマイナスになることはないと思う。」

○鈴木 「日本の加盟、非加盟によつて成立しないということとは起らないね。おそらく問題はドイツだね、西独が入らないうちにはソ連は批准しないと言っているわけだ。」

○金沢 「これはおそらく署名する方向に進んでいるわけだから、今さら署名するしな

いとの議論しても意味がない。ただ、これを署名することによる不利益、それをこの条約以外の形でどういふふうに補えるか。それを平行して考えるべきじゃないかと思う。それには一体どういう手段があるかということである。—これだけを論じてこれをいい悪いと言う段階は過ぎているわけだから、これと平行して、起り得るべき不利益に対して何を備えるか。今は安保条約があるからいいが。。安保条約とNPTではNPTの方が僕は長続きするんじゃないかと思うが。」

○小木曾 「たしかに今ご指摘の点は回答がないわけである。回答が考えられなかつたわけである。つまり中共の問題はブランクにしておくわけである。」

○金沢 「国交が進んで日中接近するのはいいが、それは核の問題を処理する道具ではないだろう。」

○小木曾 「だから、もし実際に中共が日本に
対する脅威になつてくれば 十兆を援用
して脱退するということはあるわけ
だ。」

○鈴木 「しかし、脱退したとき脅威になつた
ときに、日本は何も持つていなくて脱退
しても意味がない。」

○大河原 「急遽脱退した場合を仮定して、技
術もあり費用も十分賄えるものとすれば
日本は何年ぐらいかかれば核を持てるの
か。」

○鈴木 「具体的に、平和利用は妨げられないのだ、それによつてどんどん進めて行く。そうすると高速増殖炉でプルトニウムがどんどん溜つて行く。それで中共が脅威の時には一晩で爆弾が出来る、ということだが。」

○高島 「実験しなくても使用に耐えるわけだね。」

○小木曾 「爆弾自体を作ることは実験しなくても出来るが、実験しないと効果の程度がわからない。」

○高島 「保障措置の問題がこのペーパーの一番の重点であるが、将来日本がこれに入つて、これによる保障措置を日本が受ける場合、その時アメリカ、イギリスと協定に基づくものがあるわけですね。希望としてはそれがNPTに基づく保障措置と一体となつて同じ保障措置でカバーすることが望ましいが、もしそうでなく、アメリカがどうしてもバイラテラルな保障措置を固執する

場合、その場合のアメリカの理由はどのようなものか。I A E A の保障措置で十分だということであれば、それに付加してアメリカがきついことを言う理由がないわけだが。」

○小木曾 「I A E A の事務局で案を作っているが、その案の中では、この N P T のもとでの保障措置協定が出来た時にはその前に出来ていた保障措置移管協定等は supersede される、ということになつている。アメリカもそれについては今まで反対しなかつた。だから条約技術上はどうしてもオーヴァーラップする面があるが、その面は今後の話合でうまく持つて行くことができる。——ところで、先程私の言つた最後のところについてのご意見をもう一度伺いたい。」

○鈴木 「留保云々の点、これは署名する場合の日本側の態度として一番重要なことか。」

○小木曾 「いや、批准の時である。ただ、署名の時にもこういう問題を当然腹において

国内的に説明して行かないといけないと思うので、一体10年ぐらいのうちにこういう名目でフリーハンドを取り返すようにしておいた方がいいのかどうかというご感触を伺いたいのである。あるいは、こんなことを留保しないで、中共が入るかかどうかということをおいておいた方がクリアカットじゃないかとも思うが。」

○小林 「中共は入りつこないですね。」

○鈴木 「だからやはり中共云々というのはあまり言わない方がいいのかも知れない。」

○小林 「条約に加わる以上は高島参事官が言われたような考慮がむしろ自分たちを縛らないでいいと思う。」

○鈴木 「5年毎にレビューがあると、25年で5回ある。その5回の時に何かもの言うことあるべし、ということとは言わなくてもいいのか。」

○小木曾 「それは言う必要はない。—— それ

から、さつき説明を落したが、この条約の改正規定が面倒で、核保有国と I A E A の理事国の全部を含んだ過半数の賛成がなければ改正も成立しないし効力も発生しない。つまり事実上改正がほとんど不可能なわけである。だからかりにレビューがあつても、そのレビューの時に改正すればいいという考え方は実際的には成り立たないわけである。」

○小林 「さつき質問したことに関連して、中共ばかりでなく、米ソについても同様非常に望ましい核の軍縮、これは現実問題としては中ソ関係からいつてとてもむずかしいものでしょうね。特にソ連にとつて対中共考慮からいつて核軍縮というのはなかなかむずかしいような感じがする。それで、留保条項であまり軍縮とひっかけても現実性がないということになりますね。」

○小木曾 「核軍縮というのは核の撤廃という意味に解するとたしかに現実的でないのもう少しスペシフィックに特定の事項を挙げて、そういつたものについて交渉がちゃんと行なわれない場合という reservation にしておけば、もう少し現実的になるわけである。」

○大河原 「十条の解釈上、10年たつて中共の核が非常に大きな脅威を周辺諸国に与えている。しかもNPTに加入していない

という場合、十条が発動できるか。」

○小木曾 「『当事国は、、、と認めるときは』と書いてあるから、何が自国の利益を危うくしているかという認定権は、条文上はその国にあるわけである。だから、どういう事態でなければこの条項を援用し得ないかどうかということは当事国自体が決定すべき問題になつてくる。その点ではかなりフレキシブルである。だから、中共がこれほどアグレッシヴになることはこの条約加盟当時は予想されなかつたといえは援用できる。ほかの国が、それはだめだということ言うかも知れないが、条約の解釈上はその国が決定すればいいわけである。これは地下実験禁止やなんか全部同じ文句である。」

○鈴木 「留保のアイディアというのは、日本の国内を眺めてのアイディアか、それとも純然たる日本の国益を考えた上でのことか。」

○小木曾 「私が考えたのは日本の国益ということから考えたのだが、ただ国内に、10年以上は長すぎるという声があることは事実である。そういう要求にもミートするという意味はあるわけである。」

○鈴木 「問題は要するに、核軍縮をする交渉の義務はあるが、交渉の結果、出来るか出来ないかはわからない。そして実績を見るのは5年毎のレビューの時に、その時にやっていないという場合は、そういう不誠意なのは困る。これではだめだからと言って脱退する場合に、その国の至高なる利益が害されたとして脱退できるかできないか。」

○小木曾 「留保の意味は、至高なる利益が害されようと害されまいと、留保の状態が出来たときには脱退します、という意味である。十条の解釈を変える意味の留保だから、従って必ずしも自国の至高の利益が害されなくても、核軍縮の交渉がうまく行か

なければ脱退しますよ、ということになるわけである。」

○鈴木 「むしろ、いまのレビューをやつて、レビュー毎に不誠実がわかつてくる。そうするとやけりこれやることがわが国の至高の利益なのだ、だからそれで脱退できる、ということであれば、初めから留保なんかしないで入つて行つた方がいいんじゃないか。ましてや中共というアラーム的な存在があつて、それが縛られていないとすればその方がいい。」

○小木曾 「そういうこともある。政治的な宣言だけをしておいてね。」

○金沢 「中共が核をどんどん開発して行き、アメリカとソ連が核軍縮 どんどんやつた場合には、両国が軍縮を行なうことの方がわが国に重大な不利益があるのじゃないか。」

○小木曾 「だからこの "留保" の意味は、10年たつてフリーハンドを行使したければ交渉が誠実に行なわれていないという口実で脱退すればいいし、脱退したくなければ脱退しなくてもいいわけである。」

○小林 「査察のことに関連して、嵯峨根先生の話をつたったことがあるが、これにはなお相当問題があるわけですね。この問題についてはこれを締結する時に要望事項とかそういうものが出るのですか。」

○小木曾 「一応協定の中には商業上の秘密は害さないということは書いてある。しかし書いてあつても査察員が来る以上は仕様がなわけだ。特に一番問題になるのは再処理工場である。そういうところに入つてくると商業上の設計が簡単にわかつてしまうそうである。そういうものについては査察をできるだけ減らすという以外に防ぎようがないのじゃないかという考え方である。」

○小林 「それから軍事的な成果が得られるような方向の研究をしているかどうかということ、専門家がちよつと査察するとわかるのだそうですね。そういうことで、日米関係などの今後の発展如何ではそういう点が問題になるでしょうね。しかしこれは、

特に希望とか注文とか何とかは——。」

○小木曾 「保障措置は I A E A でやるということなのである。従つて I A E A に対してはいろいろな注文を出す。現在いろいろな具体案を出す準備をしている。ただここで問題になるのは、日本の業界は査察は困るとか何とか言うのだけれども、それじゃその対案は何か。またその対案の裏付は何かという。何も出て来ない。実際には向坊さんを引っぱり出して、先生を中心にして一応学者のグループに研究してもらつてゐるけれども、そのグループから出てくる結論は、これは相当程度金がかかるといふことで——これは外務省のコンピューターを使えばかなり安くなるのだそうだが——とにかく一応そういうステップはとつてゐる。しかし問題は、ほかの国を納得させるようなものが出てくるかどうかということについてはあまり自信がないわけである。」

○小林 「ドイツなんかでも同じようなことがあるでしょうね。」

○小木曾 「ドイツはカールスルースの工場で研究している。これは公開して見せている。日本の学者に聞くと、ドイツの研究は理論的な前提がリジットすぎる点に問題があるということである。」

○鈴木 「今の "留保" の点について、官房長はどのように思われるか。」

○斉藤 「僕は、さつき言われた国益の点からの問題と、それから国内的な要請、特に国会の要請とは別だと思う。国益の点から言くと、日本が主張した点はかなり入っているし、これ以上留保を付けて、こうしなければ行動の自由をとるということは言いにくいんじゃないかということと、それから、留保を付することは果して強くなるかどうかという点である。一つの点で留保を付けると、ほかの点についてはそれを認めたようなことになつてしまうわけである。だか

ら僕は留保を付けない方がいいと思つてゐる。ただ中共の問題が残るが、これは果してこの条約から出て行つた方がいいのか入つていた方がいいのかという問題は、どこかの核の傘に入るといふのならば入つていた方がいいわけだ。だからむしろ留保を付けないでフリーハンドにして、5年毎のレビューを利用した方がどういふことでもやれるという感じがする。ただ、国会の要請からいふと必ず附帯決議が付くと思う。その場合は野党の方は保障措置と軍縮であり、与党はおそらく中共が入るか入らないかの問題を持ち出してくると思う。その3点が附帯決議で妥協の案として出てくるのじゃないかと思う。だからそれを留保にするか政治的な宣言にするかの問題が残ると思う。しかし三つとも今留保するといふことは、どうしてこの条約に賛成するのだからわからなくなつてしまうことになる。だから僕の見通しとしては、国会がそういう附帯決議

をしたということを日本が一方的に宣言するということぐらいだと思う。」

○高島 「国会で附帯決議がなされても必ずしもこれを対外的に何らかの形で表示しなくちやならんということはないわけである。それから、法的な意味での留保というのは私も反対で、いずれにしても到底他の当事国から認めてもらえないだろうし、また鈴木部長の言われたように、六条を理由にして脱退するということはこれはどうしても十条の範囲を越えるということになる。また越えない範囲ならば留保を付する必要はないし、いずれにしても法的な効果を持たせるということは断念しておいた方がいいと思う。政治的なものは国会との関係だけで考慮するということでもいい。」

○大河原 「私も、留保というものは政治的なマイナス面が多いんじゃないかと思う。早い段階において、痛くもない腹をさぐられることになるだろう。」

- 齊藤 「中共が入らないから脱退するという
ことは、論理的には合うが、それがとわい
・ というのならは今から入らない方がいい。」
- 大河原 「核武装する魂胆があるかないかに
かかっていると思う。」
- 齊藤 「10年後にはどんな事態になるかわ
からないわけで、その時にはフリーハンド
を持っていた方がいいと思う。だからとい
つて、10年後のことを今から心配して形
式的なことを準備しておく必要があるか
ということ、僕はないと思う。10年後に核
に関する非常に大きな変動がある場合は、
日本だけでなくほかの国がみんなそうなの
であつて、この条約の運命にかかわる時だ
と思う。」
- 鈴木 「将来の不確実要因を考えて議論して
もはじまらないから、確実な考え方か
ら出発すればそういうことだね。入つてい
た方がアメリカとの間の核の傘は続くと思
う。」

○齊藤 「安保がなくなつても、日本が脱退している時よりも中に入っている時の方がアメリカは傘をかぶせてくれる可能性は多い。脱退したらほとんどなくなつてしまうだろう。」



別

核不拡散条約の問題点

4 4 4 2 2

国連局 小木曾 参事官

序文

核不拡散条約は、米、英、ソを含む40カ国の批准書寄託によつて効力を発生するが、現在のところ署名国は89、批准書寄託国は10（アイルランド、英国、デンマーク、ノールウェー、フィンランド、カメルーン、ナイジェリア、カナダ、メキシコ、エクアドル。なお、米国及びオーストリアは国内手続を了した）である。フランス、中共は加盟しない方針を明かにしている。

なお、threshold countries の動向は次のとおりである。

批准国 カナダ

署名国 イタリア、ベルギー、オランダ、スウェーデン、アラブ連合

未署名国　西独、スイス、オーストラリア、
イスラエル、日本、インド、アル
ゼンティン、ブラジル、南亜連邦

日本は従来、核不拡散条約の精神は支持するが、署名の時期については E N D C への本加入、米ソの批准、条約第三条に基づく保障措置の内容等との関連で慎重に検討中との態度をとつて来た。しかし米国の批准書寄託が近いこと、西独が9月の選挙前後に署名する見込であること、これに伴つてソ連の批准も期待されるとともに日本の E N D C への加入見通しもかなり明確になつてきていることから見て、本年末頃（10月－12月）には署名に対する態度を明確にせざるを得ないと思われる。このような情勢を前提として、条約の署名批准に当つて問題となると思われる諸点を提起し、これに対する説明振り及び対処方針等につき自由討議に資するのが、本文の目的である。

1. 核不拡散条約の基本的 Philosophy

この条約は、核兵器国が現在の米、ソ、英、仏、中共以上に増加することは核戦争の危険を増大するものであり、また核軍縮協定の達成を不可能にする恐れがあるという Philosophy に基いてつくられている。

この Philosophy についての問題点及びそれに対する説明振りは次のとおりとなるであろう。

- (1) 問題点 米ソが核兵器を開発して以来一度もこれを使用していない歴史が示すとおり核兵器の所有はむしろ核を保有した国を慎重ならしめるものであり核保有国の数の増加は必ずしも核戦争の危険を増大するものではないのではないか。

答え 米ソが核兵器使用に慎重であつたのは事実であるが、これは双方の核が強大であり、自らが重大な被害を受けることなく核兵器を相手方に対して使用することが

できないとの認識し基いている。核兵器が拡散した場合、核兵器を所有した小国が政治的対立関係にある特定国を付し核報復の惧がない程軍事的に優越していると確保すれば核兵器を使用するかもしれない。そして、このような小核兵器国による核兵器の使用が窮極的には大国による核兵器の使用へとエスカレートしないとはいえかねない。

- (2) 問題点 核不拡散条約は米ソを含む核兵器国が、その核兵器を更に強力なものにする権利は保持しながら、非核兵器国に対してのみ現状を変更しない義務を負はせるもので、核戦争の危険増大を防ぐというのは単なる表面上の名目にすぎず、実際は核兵器国自身の優越的地位を固定化する意図から出たものではないのか。

答え 米ソが現状を凍結することが核兵器国としての自国の優位を保つと考えたのは事実であろう。特にソ連の本条約締結の

最大目的が西独の核武装阻止にあることは疑う余地はない。

しかし、核兵器国が国際関係において優越的地位に立つこと及び米ソが自国の利益追求を第一義的に考えるのは国際政治上の現実であり、わが国としては、このような国際政治上の現実を念頭に置いた上で、非核兵器国がこの条約によつて受ける相対的不利益と核不拡散条約が世界の平和と安定に貢献する利益とを比較考慮してこの条約に対する態度を決すべきであろう。

この点に関連し、条約において非核兵器国が核兵器を持たない義務を負つたのに対して核兵器国も核軍縮交渉を誠実に行なう義務を負っていることを指摘したい。

しかし、これに加えて、核不拡散条約が核実験禁止条約と並んで米ソの平和協調の基礎において合意され、この条約を実施することが米ソの平和共存を強化する政治的

な効果があり、この政治的効果が長期的に見て世界の平和と安定し寄与することに注目すべきである。

従つて、現状においては、日本にとつて非核兵器国たることを義務づけられることにより将来得べかりし国際政治上の Prestige を失う不利益よりも、米ソの協調を強化することにより、世界の平和と安定が保たれることから得られる長期的利益の方が大きいと判断される。なお、この他後述する如く非核兵器国が原子力の平和利用において不当に不利益を蒙らないよう注意すると同時に核兵器国をして核軍縮交渉を誠実に履行せしめるよう最大の努力を払う必要があるのはいうまでもない。

2. 非核兵器国の安全保障

18カ国軍縮委員会及び第二十二回再開国連総会の審議過程において、非核兵器国側より、この条約は、一方で非核兵器国に対し核兵器の取得を禁止しながら、非核兵器国に対する核攻撃の危険に対し十分な安全保障措置を講じていないとの批判がなされた。

この批判に答えて、米英ソ三国は、昨年6月17日に非核兵器国の安全に関する宣言を各々別個に行い、安全保障理事会は昨年6月19日にこの宣言を受けて非核兵器国の安全保障に関する決議を採択した。両者の内容は次の如くである。

米、英、ソの宣言（趣旨）

米国（英、ソ）は、安全保障理事会の常任理事国として核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国で核兵器の使用を伴う侵略行為の犠牲またはその威嚇の対象となつた国に対し、国連憲章に従つて援助を提供するため、

安全保障理事会が直ちに行動することを求める意図を確認する。

安全保障理事会決議（本文のみ）

- (1) 非核兵器国に対する核兵器国による侵略又は侵略の威嚇は、安全保障理事会、特に核兵器国であるその常任理事国が国連憲章に基くそれらの国の義務に従つて直ちに行動すべき事態が生ずることとなることを認める。
- (2) 核兵器の使用を伴う侵略行為又は侵略の威嚇の対象となつた条約当事国である非核兵器国に対して直ちに援助を提供し又は支持する旨を表明したいくつかの国の意図を歓迎する。
- (3) 国連加盟に対し武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、憲章第51条において認められた個別的又は集団的自衛の固有の権利を特に再確認する。

これらの字句から直ちに明らかなように、宣言及び決議はいずれも「侵略又は侵略威嚇が行なわれた場合」に核兵器国が「国連憲章に従つて」援助を与えることを定めているにすぎない。すなわち、特定の事態が侵略であるか否かを決定する権限は国連憲章上は安全保障理事会のみが有するから（憲章第39条）、このような決定は拒否権の関係上中共を除く核兵器国全部の賛成を必要とする。核攻撃又は核攻撃による威嚇を行つた常任理事国が、理事会の審議において侵略の決定に賛成する筈がないから、上記決議の(1)及び(2)に基づいて安保理事会が侵略の決定を行なうことは不可能であり、その点では三国の宣言も安全保障理事会の決議も、中共による核の使用又はその威嚇の場合を想定しない限り無意味である。

決議の(3)項は憲章第五十一条の個別的又は集団的自衛権の再確認であるから、もともと国連憲章上既存の権利義務のわくを一步も出

るものではない。

昨年9月ジュネーブで開催された非核兵器国会議及び第二十三回国連総会において、この点は批判の対象となり、非同盟政策を維持している印度、ユーゴ等は核兵器国が更に進んだ安全保障措置を約束することを要求した。これら非同盟諸国の懸念は理解しうるものであり、わが国も一応これに同情的な態度を示しはしたが、現在の米ソの立場から言つて、非核兵器国への核攻撃に対し国連憲章又はNATOその他特定の条約で負っている既存の国際義務を超える有効な援助の一般的なコミットメントを期待することは全く現実的ではないこと言うまでもないところである。

なお、条約の前文第十項は国連憲章第二条四項の武力不行使の原則を繰返している。これは第二十二再開国連総会におけるわが国を含む若干の非核兵器国の主張を米ソが取り入れた結果であるが、多くの非核兵器国が言う

如く国連憲章の原則の繰返しのみでは非核兵器国の懸念を解消し得ないのは明らかであり、特にチェコスロヴァキア事件が発生した後では、前文に憲章第二条項の原則を、挿入したことを以て非核兵器国の安全保障の問題に一步前進があつたと主張することは不適當であろう。

結論として核不拡散条約下において、核攻撃に対する効果的安全保障は、核軍縮が成功するまでは、核保有国との地域的又は二国間の安全保障取極に頼る他はなく各国がそれぞれ自国の置かれた歴史的、政治的、地理的条件の下においてこれと異つた選択を行うのは全く自由であるが、世界の現実からみて非同盟諸国をもカヴァーするような安全保障上の新しいコミットメントを核兵器国から取付けるのは不可能であるとの立場を明らかにせざるを得ないであろう。

なお、この点に関し日米安全保障条約との

関連で生じうべき問題に若干触れたい。

核不拡散条約の有効期限は25年となつて
いるが、日米安保条約は1970年6月以降
1年の予告をもつて日米の何れか一方によつ
て廃棄しうることとなる。更にもともと安保
条約に基く米国の核抑止力による保障は、米
国の対ソ核優位又は少なくとも米国を中心とす
る自由国水群と社会主義国水群との間の核の
均衡を基礎にして成立ちうるものと考えられ
るが、このような米国の核の優位又は両国水
群間の核の均衡はこの25年間に変化する
ことがないとは言えないであろう。従つて今
後25年間のうちに日米安保条約が米国側の
政策の変化によつて廃棄されるか、又は米側
によつて廃棄されないでも核バランスの変化
によつて核の傘としての実益を失うことは皆
無とは言えないとの批判はあり得よう。

この批判に対しては、現段階ではここ十数
年間においては米国の対日政策が根本的に変

化し又は核のバランスが米国の抑止力をなくするまでに崩れる可能性は実際には見出し難い、しかし万一そのような事態が発生した場合には、条約第十条の規定に従つて「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危くしていると認め」て脱退することになろうと答える以外には方法がないであろう。

3. 核兵器保有禁止についての非核保有国の義務内容

条約第2条は当事国たる非核兵器国は「核兵器若しくは他の核爆発装置」またはこれらの「管理」を「いかなる譲渡者からも」受領しないこと、これら兵器または装置を「製造または他の方法により取得」しないこと及びこれらの製造に関していかなる「援助をも求めずまたはこれを受けない」ことを規定している。

条約第1条はこの非核兵器国の義務の裏付けとして核兵器国は「核兵器若しくは他の核爆発装置」またはこれらの「管理」を「いかなる受領者に対しても」移転しないことならびに「いかなる非核兵器国に対しても」これらの兵器または装置の製造取得について援助しないことを定めている。

条約第3条は更に非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受ける義務を

受めており、この3カ条がこの条約における非核兵器国の義務の具体的内容をなしているわけであるが、この項では第1条及び第2条に記載された義務の内容を検討することとし、保障措置については別項で論ずることとした。

上記の第1条及び第2条の条文が示す禁止の内容を更に分析すると次の如くなる。

- (1) 禁止の対象は核兵器及び「その他の核爆発装置」であり、従つて軍事用以外の核爆発装置も含まれる。一時わが国において将来平和的目的にのみ利用しうる核爆発装置が開発されたときは、これは禁止の対象から除外すべしとの主張が存した如くであるが、軍事用と平和用の核爆装置の最大の差異は平和用のものは有害な放射能が微少でなくてはならないという点であり（但し clean bomb は軍事用にも価値があることはいうまでもない）爆発力の点では

変らないから、このような主張は無意味であると考えられる。なお、平和的核爆発装置まで禁止したことの代償として、条約第5条は非核兵器国は核爆発装置の平和的応用の利益を適当な国際手続を通じて受け得ることを規定している。

- (2) 核兵器国は「いかなる受領者」に対してもこれら兵器または装置を移転せず、また「いかなる非核兵器国」に対しても製造等につき援助を行なつてはならないこととなつてゐるから、北鮮、キューバ等が条約に加入しないでも彼等はソ連から核兵器を受領しまたは製造について援助を受ける途をふさがれるわけである。もつとも中共またはフランスから供給される場合は別であることはいうまでもないから、この点で条約の基本目的たる核兵器の拡散防止には理論上は一定の制約があることは止むを得ない。
- (3) 条約はこれら兵器または装置の「管理」

の取得または移転を禁止している。この意味は、米国が外交ルートで日本に与えた説明によれば（米国の）核兵器についてはその管理権が核兵器国の（米軍の）手に残されている限り非核兵器国への持込みは差支ないという意味であり、その点は米ソ間の交渉の際米側の一方的ステートメントに対しソ連が反対しなかつたことによつて暗黙に了解されている由である。この問題は、E N D Cでも国連総会の議事においても何れの代表によつても指摘されず、従つて解釈の根拠となるべき公式記録が存しない点に問題があるが、協定の字句及び米国の説明上そのように了解されると説明せざるを得ない。なお、常時待機の西独のスターファイターは two key system によつて作動する戦術核爆弾を装備し、鍵の一つを独側が他を米軍の当直将校が保管していると言われる。核不拡散条約の土院の審議において

フィフシャー軍縮庁次長は米国の核兵器が配置されている非核兵器国は領土主権から生ずる権利として核兵器の発射に反対することができるがこれは共同管理を意味するものではない旨を述べているが、これは西独の如きケースを念頭においた説明であると思われる。

- (4) 条約第2条は、非核兵器国に核兵器または他の核爆発装置を「製造せずまたは他の方法により取得しないこと」を義務づけているが、研究開発は禁止していない。しかし、これは核兵器の研究開発は自由であつて、爆弾自体を製造しなければよいという意味に解すべきではなく、むしろ核エネルギー平和利用の研究開発は核兵器開発の技術と重複している点が極めて多く核爆発装置の研究開発を禁止することは平和利用自体の研究開発を阻害するという配慮から来たものと見るべきである。なお、後述する

如く第4条1項は原子力の平和的目的のための研究、生産及び使用の自由はこの条約によつて影響されない旨を述べている。

- (5) 最後に、この条約が非核兵器国への核兵器の「横の拡散」を禁止しているが、核兵器国自体によるまたは核兵器国相互間の協力による縦の拡散が禁じられていない点が指摘されるべきであろう。即ち、核兵器国は自己の核兵器を更に sophisticated なものにするための努力をなんら禁止されていないし、そのため核兵器国が他の核兵器国を援助することも禁止されていない。核兵器国が自己の核兵器を更に強化する権利を手離さないのは A B M システムの開発及びこれを突破すべき複数弾頭及び decoy 付の sophisticated なミサイルの開発の可能性から考えて米ソ間のミサイル交渉が合意に達するまでは止むを得ないことと言わざるを得ない。また核兵器国の相互開発援助については、例え

ば米国の英国に対する援助等全くあり得ないケースではないが、それが実質的な模様で行なわれる場合には米ソの共存体制に対し相当マイナスの影響を与えるであろうから、米ソとも他の核兵器国に援助を与える実際上の可能性は少ないと思われる。従つて理論上条約の欠陥には違いないが、これによつて条約の価値に打撃を与えるような重大な欠陥ではないと言ふべきであろう。

4. 原子力平和利用のための保障措置

条約第3条は、更に非核兵器に対し国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾することを義務づけている。保障措置とは、平和利用されている核物質が核兵器又はその他の核爆発装置へ転用されるのを防止するため核物質及び主要な原子力施設に対し記録の保持、報告及び査察を受ける義務を課することを意味する。

条約第3条1項によれば、保障措置の対象となるべきものは「原料物質又は特殊核分裂性物質」である。この条約は定義条項を有しないがIAEA憲章によれば特殊核分裂性物質とは「プルトニウム239、ウラン233同位元素、ウラン235又は233の濃縮ウラン……」であり、原料物質とは「天然ウラン、ウラン235の省化ウラン、トリウム…」である。なおいずれの定義にも「理事会が随時決定する他の（核分裂性）物質」となつて

おり、I A E A 理事会の決定により上記のカテゴリーが広げられるようになつてゐる。将来このように理事会の決定によつて原料物質に含まれる可能性のあるものとしては、重水等が考えられよう。

また保障措置手続は、これら原料物質又は特殊核分裂性物質が「主要な原子力施設」で生産、処理、使用されてゐると、これらの施設の外にあるとに拘らず適用される。この主要な原子力施設とは動力用又は研究用原子炉、使用済燃料再処理施設、濃縮ウラン製造施設等を意味する。

従つて、条約第3条にいう保障措置手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質が一国内のこれら諸施設において、使用され流通する所謂燃料サイクルにおいて核兵器又はその他の核爆発装置製造の方に divert しないうちに監視するためこれらの各施設における核物質の出入、運転等を記録し、その報告を取り、査察

を行なり手続である。

条約第3条4項によれば当事国である非核兵器国は保障措置のための I A E A との協定に関する交渉を条約の効力発生の6カ月以内に開始し、1年半以内にこの保障措置協定の効力を発生せしめなければならない。従つて保障措置の問題点については条約批准までに十分つめておかないと不利益な保障措置協定を受諾せざるを得ない惧れもある。

問題点

- (1) 条約第3条第1項によれば、当事国たる非核兵器国は、「I A E A 憲章と I A E A の保障措置に従つて」I A E A と締結される協定による保障措置を受諾する義務を負っている。しかし、この保障措置の内容が如何なるものであるかについては条約は触れていない。

ただし、第3条第2項は、この保障措置は、「第4条の規定し合致する方法で、か

つ、当事国の経済的若しくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力……を妨げないような方法で実施されなければならない」と規定している。また第4条1項は「この条約のいかなる規定も、平和的目的のための原子力の研究、生産及び使用を無差別かつ第1条及び第2条の規定に従つて促進するすべての当事国の固有の権利に対して影響を及ぼすものと解してはならない」と規定している。

これらの規定は、核不拡散条約によつて非核兵器国における原子力の平和利用が妨げられるのではないかと懸念に答えるため取り入れられたものであるが、この規定自体が抽象的な原則を述べているのみであるから、問題はI A E Aとの取極めによつて定められる保障措置の内容如何によるわけである。

I A E Aは、既に核不拡散条約の成立以

前から I A E A 憲章第 3 条及び第 12 条の規定に従つて適用されるべき保障措置手続を定めていた。(もつともこの手続は一般的パターンであつて関係国が現実に受諾する保障措置の内容は I A E A との協定で確定することになつてゐる) この手続は、ノールウェーのランダース博士を委員長とする I A E A 理事会の委員会によつて定められ、第 2 回目の委員会以降は日本もメンバーとして参加した。現在の手続は第 2 回以降の委員会によつて改訂された手続であり、最初の試験的手続にくらべて相当程度日本を含め保障措置の対象となる国の要請が入れているが、この手続には依然として基本的な問題が残されている。

保障措置の具体的手続は既述の如く、記録、報告及び査察である。記録は物質の計算記録と工場施設の運転記録であり報告はこれらの定期的報告であるが、もともと動

力炉、再処理施設、ウラン濃縮工場等の原子力施設は、その複雑かつ危険な工程からいって安全と経営上の必要から詳細な記録を必要とし日本国内の監督官庁としても企業の規制上詳細な報告を必要とするであろうから、これら I A E A の手続により要求される記録や報告が国内規制や経営や安全上当然必要なものと一致するならば、これを以つて原子力企業に対する不当な負担を課するものとはいはれない。

主たる問題は査察にある。査察についての問題の第一は企業が蒙るべき不便及び経済的負担である。この点についてのわが国企業側の苦情は保障措置の名の下に外国人が施設に立入り色々口を出すことに対する心理的な不安が多いことも事実である。ランダース委員会の審議において日本を含む非核兵器国側より万一査察員が原子力施設の査察の際施設内部を見るため運転停止を

要求したとすれば、これは企業に重大な損害を与える旨が指摘され、その結果このような運転の一時停止は理事会の決定なくしては要求しえないことが手続中に定められた。しかし、依然として日本の企業関係者の間では、現在の I A E A の手続は繁鎖にすぎ企業に不当な負担をかけるのではないかとの怖れが強いようである。従つて I A E A の保障措置に対する日本国内企業側の不安や不満が企業に対する規制はできる限り少くし度いということだけであるならば政府としては単純に企業側の要求を丸呑みにするわけにはいかない。(従来、企業側から理論的裏付をもつた具体的対案が出たためしがない)

査察に関する第二の問題——そしてこれが最大の問題と思われるが——は商業秘密の問題である。I A E A の査察員は、査察の必要上施設の構造又は核燃料中の U 235

やプルトニウム等の純分について詳細な質問を提起することがありうる。また現在の保障措置手続中には主要原子力施設の設計審査の手続が定められている。保障措置手続の規定では、設計審査は保障措置の効果的適用を許すことのみを目的として行なわれるべしと定めているが（これも第二回ランダース委員会の修正）、具体的な制定は査察員の discretion に依る可能性が多いから、この設計審査によつて商業上の秘密が査察員の手へ渡る可能性をしないし（これは再処理施設、ウラン濃縮施設については特に可能性が多い）、また施設の現実の査察によつて査察員が商業的秘密（特にソフトウェアの面）にタッチするような質問を行なう可能性もある。万一このようにして商業的秘密が査察員を通じて外国又は競争企業へ洩れた場合企業は大きな損害を蒙るが、これに対する I A E A よりする財政上

の救済規定はない。また I A E A の査察員はこのような行為に対し制裁は受けるが、これも最高が国際公務員としての身分を失う以上のものではない。また査察員は通常短期の任命であり、離職後他の企業へ就職することは当然予想されうることである。

現在の I A E A の手続によれば、査察員を受入れる国は、特定の査察員の任命につきアグレマンを求められることになっている。これは被査察国が国籍によつて査察員を選択しうることを意味し、ある程度査察員による不都合な行為をチェックしうるが、上記の如く査察員が短期任命制であることから考えて、査察員が止めてから後で商業秘密を洩らさない保証とはならない。

- (2) 上記の問題の第一の対策としては、IAEAの保障措置を簡素化し査察回数を最少限に止めることが考えられる。

現在のIAEAの保障措置手続は、措置の対象となつている国が悪意であるかもしれないとの前提に立ち極めて微細な量の核分裂性物質もこれが積重なれば終極的には原爆の材量に使用され得るから微細の量のdiversionも追求するという建前に立っており、査察員が与えられる訓令及びmanualもその原則に基づいている。しかし対日査察実施の経験から見ると、このmanualに基づいた査察は、査察員の数、能力、及び査察の限られた日数から見てほとんど行なわれていない。すなわち従来の経験からいえば、保障措置を100%の正確度で実施することは事実上不可能である。従つて保障措置の正確度を予め95%にするか90%にするかを費用と効率の角度から決定して

おき、査察はその予め定められた正確度を実現するに必要な限度に限るべきであるという考え方である。

その考え方は、ランダース委員会の時代には非常に納得を得るのが困難であつた。当時においては米英ソをはじめ低開発国ですら、保障措置はこれを実施する以上完全なものでなければならぬという一見非常に筋の通つた考え方を朴守しており保障措置の正確度を90ないし95%にするという考え方は到底受入れられなかつたのである。この考え方を米ソを含む各国に納得せしめ得るか否かはI A E A事務局がどの程度正直に従来の査察の実体を明らかにするにかにもかかるところが少なくない。

これに関連して保障措置を簡素化するため「枢要な箇所において機器及び技術的手段を使用することになり」保障措置を有効に実施するための研究、開発の必要が条約

前文第五項において認められている。このための研究は例えば西独のカールスルースの研究所においても進められているが、この研究は時間と経費を必要とするものであり、わが国もこの研究に多大の関心を有するが時間と経費の關係から直ちに簡素化の実効は期待し得ないかもしれない。

何れにせよ、これらの保障措置手続の簡素化は、I A E A 理事会が、核不拡散条約第三条に基づく保障措置協定のパターンを審議する際取りあげらるべき問題である。

- (3) これに対する第二の対策は、もし保障措置の受諾がやむを得ないものであり、その簡素化が早急に期待し得ないものであるならば、少なくとも保障措置によつて受ける不便と経費は各国が平等に負担すべきであるという考えである。

核不拡散条約の根本的性格からいつて平和的原子力利用が軍事用に転用されない義

務を負うのは非核兵器国のみである。この点は、この条約の義務の不平等として非難されているところであるが、米英はこの非難に答える意味で自国の原子力産業に対し自発的に IAEA の保障措置を適用する用意がある旨を声明した。この米英に対する保障措置の適用が声明どおりに実施されれば、米英は保障措置によつて蒙る原子力産業の不便と負担を一層よく理解するようになる」と期待される。しかしながら米英のそれぞれの産業界においてはこのような両国政府の方針に抵抗があり米議会においてはこのような保障措置は米国のすべての平和的原子力産業にではなく、選択的に適用すれば十分であるとの論議がなされている。他方、ソ連は米英のこのような声明にかかわらず、終始一貫して自国の原子力施設に対する保障措置の受諾を拒否しており、今のところは、ソ連の態度変更は見込薄とい

わざるを得ない。

しかしながら、核兵器国による I A E A の保障措置の受諾は、米国が最近提案した兵器用核分裂性物質の生産停止とそのための検証とに密接な関係がある。兵器用核分裂性物質の生産停止は核軍縮の主要アイテムの一つであるが、これが実現される際には、このような生産停止の検証と同時に核兵器国における平和用の核分裂性物質の軍事用も保障措置を伴つて禁止されなければ無意味になるからである。

従つて、保障措置による負担の平等化はまず第一に核保有国と非核保有国の間で、実現されるべきであり、ソ連については当面困難ではあるが、長期目標としては国連総会、軍縮委員会、I A E A の会議等において核分裂性物質の生産停止の検証及び核兵器国による保障措置受諾の促進等に関する主張をくり返すことによりソ連にモータルプレッシャーを加える等の努力を続けるべきであろう。

(4) 条約第三条一項によれば I A E A との保障措置協定は I A E A 憲章及び I A E A の「保障措置制度に従つて」締結されるものであるが、第三条四項によれば、この協定は「個別的に又は他の国と共同して」締結されることになつてゐる。このことは保障措置は、I A E A 憲章と I A E A の保障措置制度に従つたものであれば必ずしも I A E A の保障措置自体でなくてもよいし、またその協定はグループの国との間で締結されうると解される。これは、ユーラトムが I A E A と協定を結びユーラトムの諸国に関してはユーラトムの保障措置を適用し、I A E A はこれを確認するだけでよいという考えを可能ならしめたものとされてゐる。

しかし、このことはユーラトム諸国が特に査察に関しては、一般の非核兵器国に比し有利な地位に立ちうることを意味

する。何となれば、ユーラトムの査察員がユーラトムの施設を査察する場合はこれはいわば仲間が仲間を査察する如きものであるが、I A E A が査察する場合は一種のアウトサイダーの査察となるからである。特にユーラトム査察によるユーラトム施設の査察が商業上の機密保持や実際の査察の際の具体的な細目の点でアウトサイダーの査察より有利なことは、想像されうるところである。従つて、日本としてはI A E A がユーラトムの保障措置の確認として行なう行為が具体的に如何なるものであるかを注目するとともに日本とI A E A との保障措置協定がI A E A とユーラトムとの保障措置協定に比し不利な条件に置かれないよう注意する必要がある。

これに関連し考えられることは国内保障措置制度の活用である。すなわち、原

原子力産業規模や数が増大すれば、国内官庁としても安全や健全な経営の見地から監督の必要が増大し、それぞれの国内での原子力産業に対するコントロール制度の樹立が必要となる。従つて、若し I A E A がユーラトム制度の運営を確認する方式をとるならば日本の場合もこれと同じ手続で日本国内の保障措置制度の運用を確認する方式を取ればよいではないかとの考え方である。I A E A のマクランド事務総長は保障措置は究極的には国内保障等の実施を I A E A が確認するという方向へ進まざるを得ないとの考え方を有しているが、このような考え方に対しては現段階では核兵器国から相当強い反対も予想され樂觀は許さないであろう。

- (5) 条約第三条第二項によれば、当事国は原料物質又は特殊核分裂性物質が「この条に言う保障措置」の下におかれな限

り、(a)原料物質著しくは特殊核分裂性物質又は(b)特殊核分裂性物質の処理、使用又は生産のための設備又は物質を供給してはならないことになつてゐる。ここに言う「この条に言う 保障措置」なる語が、核不拡散条約上の保障措置を意味するのか、又は I A E A 憲章に基づく従来の保障措置をも含むのかは必ずしも明かでないが、米国政府の上院における説明から見ると後者を意味する如くとされる。

I A E A 憲章上の従来の保障措置義務と核不拡散条約に基づく保障措置義務の大きな差異は、核不拡散条約の当事国はその国内にある一切の原料物質又は核分裂性物質に I A E A の保障措置を適用する義務を負うが、I A E A 憲章の場合は保障措置は、I A E A が原子力施設や核物質を援助として提供する場合には義務的であるが、それ以外の場合には一国又

は三国以上の国が要請した場合にのみ保障措置がかかることとなつている。(もつとも英、米、加等の原子力の先進国又は原料供給国が、相手国が保障措置を受諾しない限り核燃料又は施設を供給しない方針をとつている関係上、多くの場合保障措置が受け入れられている)従つて、条約第三条二項が I A E A 憲章に基づく従来の保障措置をも含むのであるならば核不拡散条約に加盟しない国は条約当事国から供給される特定の施設又は核物質についてのみ保障措置を適用すればよいことになり、保障措置に関しては核不拡散条約非加盟国は加盟国より有利な地位に立つことになる。

(6) 世界の原子力発電炉は年々増加している。

従つて、これらの発電炉を初めとする他の動力炉、再処理施設等に保障措置が適用されることになれば、それに必要な査察員の数も増加しそのための経費は相当莫大なものとなる惧れがある。

I A E A 憲章第 14 条 B (b) の規定によれば、保障措置を実施する費用は I A E A 機関の費用として I A E A 予算より支弁されることになつてゐるが、同条 (c) によれば保障措置の費用を定めるに当り、I A E A 理事会は「機関と二国間又は多数国間の取極の当事国との間の保障措置の適用に関する協定に基づき回収することができる金額を控除するものとする」こととなつてゐる。この (c) の規定については従来解釈上の争があり、ソ連、フランス、印度及び U A R 等はこの条文の解釈上保障措置が単独又は二国以上の要請によつて適用される場合には、

これによつて生ずる費用の全部又は相当部分は保障措置の關係当事国の負担とすべき旨を従来から主張して来た。特にフランスは、原子力発電施設に保障措置の適用を要請する国は、その発電量に比例して保障措置費用の相当部分を負担すべしと主張した。なお、低能発電国の多くは保障措置のため IAEA の予算が増大することにより、技術援助費等の面で低能発電国に振当てられるべき share が事実上減少するのではないかとの危懼を有しておりフランス等の考えに同情的であつた。

この保障措置の予算負担の問題は、従来 IAEA 理事会では意見対立のため明確な結論が出ないまま暫定的に従来の慣行により IAEA 予算による全額負担とされて来たものであるが、核不拡散条約が発効し、英米が自発的に自国の主要原子力施設を IAEA の保障措置の下に置くことになれば、

保障措置に関する I A E A の経費はここ数年間に相当膨大なものになる可能性がある。

保障措置に要する将来の経費見積りについては、色々な未確定な要素があるため、現在では信頼すべき数字を得難いが、I A E A の 1969 年予算における経費は 92 万ドルであり 1970 年の見積りは核不拡散条約による事務増加を見込まないでも 123 万ドルに増加している。なお、米国の A E C の非公式の見積りによれば、1975 年には 4 千万ドル、1980 年には 6 千万ドル、1990 年には 1 億 4 千 3 百万ドルとなつてゐる。この見積りは、手続の簡素化を考慮に入れてなく相当過大であるとは思われるが、I A E A の現在の予算は、行政予算（義務的分担金による）が、125 万ドル、事業予算（主として技術援助、拠出金による）251 万ドル合計 1376 万ドルに過ぎないことから見ても保障措置経費

の将来の増加が I A E A の予算上に持つ重大性が理解できると思う。

従つて、このような保障措置費用の増加見込に驚いた後進国が万一保障措置の主要な対象国となる非核兵器国中の工業先進国に特別な負担をかけることを主張するようになれば日本にとっては極めて重大な問題となる恐れもあるので、この点は早期に I A E A の理事会により明確な決定が下されなければならないであろう。若しこの点につき、将来の見通しに自信が持てない場合には、日本は核不拡散条約により保障措置が非核兵器国に適用されることにより生ずる査察員の増員等保障措置の適用に関し必要となる費用は I A E A の行政予算によつて負担さるべきであり、保障措置の対象となる国が特別な負担を課せられてはならないとの了解を留保的解釈宣言の形で明らかにしておく必要が生ずることも考えられる。

5. 原子力平和利用への保障

核不拡散条約が非核兵器国の原子力平和利用を妨げるものではないかとの危惧はこの条約が ENDC 及び第22回再回国連総会で審議された際に問題にされ、また保障措置制度に対する批判もこの危惧に基づくことが多いのは既に述べたとおりである。

保障措置に加えて、平和利用との関係で問題となるのは次の三点である。

- (1) 平和目的のための原子力研究、開発、生産及び使用の自由、特に濃縮ウラン分離、高速増殖炉及び核融合等原子力平和利用分野で最も高度な技術部面での研究開発の自由の確保。

条約第四条一項は、この条約は平和目的のための原子力の研究、開発、生産及び使用を無差別に、かつ「第一条及び第二条の規定に従つて促進する当国の固有の権利を害しない旨を定めている。しかしながら

上記の高速増殖炉等の将来の原子力発電の分野にとつて不可欠な分野は何れも核爆弾製造と裏はらをなす高度の技術であるからこれが第二条に言う核爆発装置の製造につながるものとして開發生産又はそのための相互援助が妨げられる場合には工業的に発達した非核保有国にとつては重大な問題となりうる。現在濃縮ウランの製造は核保有国のみが行なつており、わが国はこの供給を全く米国に依存しているが、原子力発電を一層発展せしめるためには、濃縮ウランの将来のコストを引下げるため遠心分離法を開発すべしとの意見が強まりつつあり、ヨーロッパにおいても最近英、蘭及び独の三国間で遠心分離法の開発協定が成立している。このことは既にソ連を刺激しているようであるが、濃縮ウランの価格引下げが将来の原子力発電にとつて最大の重要な要件の一つであることにかんがみ遠心分離法

の開発及び利用が条約の規定に抵触しないとの解釈は早期に明確さるべきであろう。この点は高速増殖炉についても同様であつて、将来の原子炉と称されるこの炉の開発は、この炉がプルトニウムによつて運転されることからみて、日本にとつては濃縮ウランへの依存度を弱めるため是非必要であろう。

- (2) 原子力平和利用のための技術の交流。特に非核兵器国たる工業先進国にとつては、核爆発装置を開発又は使用することによつてのみ得られる技術情報で平和利用の価値あるものの交流の確保。

条約第四条二項は、当事国は原子力の平和利用のための設備、物質ならびに科学的及び技術的情報のできる限り十分な交換を容易にすることを約束してゐる。原子力利用の歴史が元来軍事利用から出発したことから明らかなように原子力の技術的進歩は

常に核兵器の開発と何らかの結びつきを有していた。これは核爆弾も原子炉におけるエネルギーの創出も基礎的には核分裂反応に帰するというだけではなく、一般に国家予算によつて行なわれる近代兵器の sophistication は常に平和工業へ利用される高度の技術を生み出すものであり、その意味で核爆発装置を製造し、かつこれを更に高度なものに開発する権利を有する核兵器国は、このような自由を奪われる非核兵器国に比し、一層高度な知識と技術へのアクセスを持ちうるのである。従つて、非核兵器国にとつては、核爆発に関連して核兵器国が開発した技術であつて平和産業に利用しうる情報入手の途を条約第四条一項の条文を利用して開いておくべきであると考え。昨年9月ジュネーヴで開かれた非核兵器国会議においてわが国を含む数カ国の提案により採択された決議において、I A

IAEA が商業的、工業的価値ある技術情報で
不公表のものにつき然るべき国際取極によ
つてこれを商業的譲渡の対象とする途を開
く方途を研究すること及び核保有国は安全
保障上の理由で機密とされている科学技術
情報で平和利用の価値あるものの機密解除
の可能性につき定期的に IAEA に通報す
ることを求めたのも、核爆発に関連して得
られた技術情報入手の途を開いておくため
の努力の一貫であり、このような努力は多
数国間会議又は二国間の交渉等において継
続せられるべきであろう。

- (3) 核爆発技術の平和利用が可能となつた
際の核兵器国によつて提供せられるべき核
爆発平和利用のためのサービス。

条約第五条は当事国たる非核兵器国は、
核爆発の平和的応用による利益を、適当な
国際機関を通じて又は二国間協定を通じて
享受し得ることを定めている。

核爆発の平和利用のための第一の要件は核爆発に伴つて生ずる有害な放射能がなくなる事が前提条件である。現在のところこの問題についてどの程度の解決が得られたかは不明であるが、これが解決されたとしてもわが国にとっては、通常予想されているような土木工事や鉱山採掘に核爆発装置を利用する必要が果してどの程度ありうるかについては予測できない。むしろ、わが国にとっては核爆発の副産物として生ずる超ウラン元素（人工心臓に利用価値ありと言われる）の如きものの利用が先づ第一に考えられるかも知れない。

現在、核爆発装置の平和利用のため何らかの国際機構を作る問題についてはメキシコ、イタリア等が極めて熱心であるが、わが国としては、上述の放射能に関する技術的問題もあり、また国際機構の乱立は好ましくないという立場もあつて、新しい国際

機構設立には反対であり、現在原子力平和利用の分野で経験を有する I A E A をして問題の検討を進めればよいとの考えである。なお、I A E A 理事会は既にこのための委員会を設立したが、先般ウィーンで行なわれた米ソの専門家の会合は、この委員会のための予備的な打合せの会合と見られる。

6. 核軍縮交渉の義務

条約第Ⅴ条において、当事国は核軍縮について「交渉を誠実に行なうこと」を約束している。これは形式上はすべての条約当事国が負う義務であるが、実質的には非核兵器国の核兵器を入手製造しない義務に対応して、核保有国が、自らも核軍縮のための交渉を行なう義務を負つたものと解されている。

しかしながら、条文上この義務は「交渉を誠実に行なう」というだけであつて、核軍縮を行なう義務自体ではなく、またその「交渉」については内容的にも、時間的にもなんらの要件が付せられていない。核兵器を製造取得しない非核兵器国の義務に対応するものとして核兵器国の核軍縮交渉の義務を説明するのは国内説明として有効な手掛りであるが、この核兵器保有国の義務を実質的たらしめるためには、わが国は、必要に応じ他の非核兵器

国と協同して、米ソの核軍縮交渉を促進せしめるようなプレッシャーを加えることをも考慮すべきであると考える。

(1) そのようなプレッシャーを加えるためには、実際上も、また国内説明の上からも、軍縮問題について発言しうる場をできる限り多く持つ必要がある。

その第一の場は、18ヶ国軍縮委員会 (ENDC) である。ENDC への加入については、政府は加入は核不拡散条約署名の条件ではないが、核軍縮交渉に積極的に参加できるという意味で署名のための国内説明上必要であるとして、ENDC の共同議長国たる米ソに加入促進を要請して来た。他方昨年の国連総会においては、日本は、非核兵器国会議の follow up の問題について、パキスタン、ユーゴ、ブラジル等の急進的な決議を押えて米ソが呑み易いような決議を成

立せしめたが、これも ENDC 加入への取引の一種であつた。現在のところ、米ソとも日本加入を含め外蒙、アルゼンティン（又はチリー）、チュニジア位までは異存なく、その他オランダとハンガリー、ユーゴ、パキスタンを如何にするかというようなラインになつてゐる如くで、本年6月の ENDC 再開期又は国連総会までに日本の加入が実現する可能性もあると思はれる。

しかしながら、ENDC の実体はもともと NATO グループとワルソー条約グループ、更に単的に言えば米ソ間の軍縮交渉の window dressing 程度のものであり、日本が仮に加入したとしても軍縮に関して積極的な役割を演ずる可能性は極めて限られてゐることを忘れてはならない。従つて、軍縮における発言権を強化するためには、今秋の国連総会で問

題となると思われる国連軍縮委員会（国連加盟国全体よりなる委員会で制度的には存するが、開かれたことはない）等で、積極的なリーダーシップをとり核兵器国に対するプレッシャー（半分はジェスチャーとしてであつても）を加えることを考慮すべきであろう。

（なお、昨年の国連総会で日本がイニシアティブを取つて成立させた上記のモデレートな決議のうちには、今秋の国連総会で、国連軍縮委員会開催の問題が議題に上ることとなつている）。

(2) 上記の国際会議の場における発言決議等を通じてのプレッシャーに加えて、米ソが核軍縮交渉を誠実に行なわない場合、これによつて彼等がマイナスの影響を受けるような措置をも考えなければ、このようなプレッシャーは有効とならないであろう。

そのような方法として、核不拡散条約の批准に際して若し核軍縮交渉が一定期間内に誠実に履行されなかつたと認められる場合には脱退の自由を留保する趣旨の留保宣言を行なうことが考えられる。

本条約の有効期限は25年(第十条)であるが、この条約の効力発生の5年後に「前文の目的及び条約の規定が実現されていることを確保するため」条約再検討の会議が開催される。このような再検討会議は、過半数の当事国の要求によつてその後も5年毎に開催することができる(第八条)。他方当事国は「この条約の対象である事態に

関連する異常な事態が自国の至高の利益を危くしているとき」には3カ月の予告を以て条約を脱退しうることになつてゐる（第十条）。従つて、上記のような留保の期間は、5年又は10年後の再検討期とすることが適當であろうし、留保を付すべき条文としては、第十条の脱退規定の留保とすることが適當であろう。

しかしながら、このような留保宣言には法律的にも実質的にも次のような複雑な問題が存するから、留保の内容及びかかる留保の決定に當つては極めて慎重な検討を必要としよう。

第一に、核不拡散条約は、留保多項が存しないから、条約当事国の間では留保が可能なりや否や、また可能であるとすれば、その法律的效果如何の問題が生じうる。多数国間条約に対する留保に関し確立された国際法上の慣行が存すると言えるか否かについては問題があるが、ウィーン会議の条

約法草案原案によれば、留保条項がない多
数国家条約に關しては、条約の目的と両立
しないような留保以外の留保ならば行なう
ことは可能であり、このような留保を行な
つた場合かかる留保はこの留保を受諾する
国との間では有効であるが、留保に反対す
る国の間では条約關係を成立せしめないこ
とになる。しかし、このような留保宣言に
対しては米ソ双方から相当強い反対が予想
されるところ、核兵器国が特別の地位を有
するこの条約において核兵器国が留保に反
対した場合には留保の法的効果は通常一般
原則として考えられるよりも一層複雑とな
りうる。少くともソ連等より留保を撤回し
ない限り条約当事国としての地位を認めな
いとかこのような留保は条約の目的に反す
るから無効であるとかの強い反対がでるこ
とも予想しておかなくてはならない。

第二に、このような宣言をして法的留保

たらしめるためには、その内容はできる限り明確かつ限定的でなければならない。即ち単に「核保有国が核軍縮交渉の義務を誠実に履行しない場合」と抽象的に述べることは、何が核軍縮であり、何が誠実な履行であるかの、判定を全く留保国に委ねることになる点で、反対が起り得よう。場合によつては日本は核兵器国の義務不履行に謝口して核兵器開発保有についての行動の自由を保留せんとするものではないかとの誤解を受ける惧れもある。従つて、核軍縮の交渉の誠実な履行とは、地下核実験停止、ミサイルの凍結及び兵器用核分裂性物質の生産停止並びにこれらに関する国際的検証措置に関する合意達成のための交渉を意味することを明確にすべきであろう。なお、条約第六条の条文上核軍縮交渉の義務は核兵器国のみでなく非核兵器国をも含む条約の「当事国」が負っていること及び義務の

内容は協定の締結自体でなく「交渉を誠実に行なう」ことであることは、留保宣言の起草に当つて注意すべきことであろう。また、このような留保に対して核兵器国側から相当強い反対が予想されることから考えて、西独等の threshold countries と共同参議をとることの是非も戦術的には考慮すべきことであろう。

最後に、このような留保宣言に対し核兵器国側から相当強い反対が予想されることから考えて、この点は法的な留保という形式でなく単なる政治的な宣言（国会における付帯決議の如きものもその一形式であろう）とし、実際上は5年毎に行なわれる条約再検討会議でそれまでに米ソが核軍縮交渉を誠実に履行したか否かを検討し、再検討会議における決議又は発言等を通じて米ソに対しプレッシャーをかけ必要に応じ条約の改正を行えばよいという考えである。

この考えは、国際的には国内的政治情勢の見通しから考えて最も実際的な行き方であるかもしれない。ただこの場合には、政府としては、国内に対し、かかる政治的宣言の持つ効果の限界を明かにしなければならないであろう。即ち、このような宣言は留保としての法的効果を持たず、単なる希望の表明にすぎないから、日本は、米ソが核軍縮交渉を進めない場合でも条約第十条にいう「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危くしたときでなければ脱退の自由がない。また再検討会議で条約の改正を試みても、条約の改正は、I A E A の理事国（これには勿論米英ソは含まれる）を含むすべての当事国の過半数の同意を要し、かつ改正が効力を発生するためにはこれと同数の過半数の批准を要することになつており、核兵器国たる当事国の同意のない改正は全く不可能

な事情にある。しかし、このような限界にかかわらず、希望の表明としての政治的宣言は米ソからの反対を弱めることができるという利点がある。

従つて、この点の留保（保障措置の費用等に関する留保宣言は、必要であるとしても比較的・非政治的のものである）の是非の判断に当つては、安全保障、将来の核エネルギーの平和利用の技術開発等の観点から、日本が、十年後位の時期には、核不拡散条約のそれまでの運用実績にもかんがみ、核に関する基本的政策を再検討する必要が生ずるかも知れないし、若し生ずるとすれば、そのための行動の自由を確保する措置をとつておくべきかどうか、といった見地から検討すべきであろう。